令和 4 年度(2022 年度) 湖南市教育方針

~「一人ひとりが世の光になる教育」の創造 ~

【湖南市教育の構造図】



はじめに

新型コロナウイルス感染症は、人々の価値観や行動に大きな変化をもたらし、社会全体が受けた影響は広範囲にわたります。教育においては、GIGAスクール構想の前倒し実施に伴い、新しい教育のスタイルが構想され、新たな取組が始まるなど、ピンチをチャンスに変える好機とも言える状況が到来しました。

一方で、コロナ禍にあって、子どもたちには当事者意識や主体的に学びを求める姿勢が 希薄であること、社会経済的地位(^{注1}SES)・地域・性別といった変えることのできな い初期条件によって教育成果に差が生じること、すなわち「教育格差」が生みだされてい ることがより明白となりました。

子どもたちが人生 100 年時代を豊かに生き、社会の担い手となるためには、社会の課題解決に貢献できる力を伸ばす教育の充実が必要です。そのためには、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、様々な主体と協働し、地域固有の魅力や特色を改めて見つめ直すことで、社会の維持発展につながる力をつける教育に取り組みます。

湖南市小中学校は明日を担う子どもを育てるため、引き続き「楽しくて力のつく湖南市教育」を標榜し、「子どもの育つ力を信じ、夢と志を育て、『生きる力の根っこ』を太くする」をスローガンに掲げて学校教育に取り組みます。「生きる力の根っこ」は自尊感情です。本市では「『学び合う集団づくり』による仲間づくり」、「『子どもの学びづくりプロジェクト』による学びの保障」、「『地域との協働』によるふるさと意識の醸成」を取組の三本柱として、子どもたちの自尊感情を育む教育を推進します。

_

注 1SES: Socio-economic Status

「湖南市教育方針」のサブタイトルは、「一人ひとりが世の光になる」ですが、この「一人ひとり」には「子どもたち」だけでなく大人も含まれています。それは、本市教育においては、子どもたちが世の光となるだけでなく、子どもたちを取り巻く大人たちも共に世の光になる、「一人ひとりが世の光になる」教育の創造を目指しているからです。

1 学校教育における取組の三本柱

(1) 仲間づくり ~多様性を認め合う~

本市教育の強みは、「湖南市学校・園人権教育基底プラン」に基づき、脈々とつないできた人権教育の取組、特別な支援や日本語指導を必要とする子どもたちへの指導支援です。一人ひとりの人権を大切にすることは、それぞれの子どもが求める学びの場を大事にすることにつながります。学校は教職員と子ども、また子ども同士が直接的に関わり合い、たくさんの実体験を通して学ぶ場としての「集う機能」において、特に意義があります。安心できる仲間づくりが進むことは、不安なく学びに向かうことのできる土台となります。

「学び合う集団づくり」の取組

- ・ストレスが少なく心の拠りどころとなるよう「ほめて・認めて・励ます」学級づく りを推進します。教室は本来、違う個性が出会い、学び合い、高め合う場所です。 しかしながら、ときにいじめの発生場所となり得るという自覚が、教職員にも子ど もにも必要です。
- ・「湖南市いじめ問題対策連絡協議会等条例」及び「湖南市いじめ防止対策基本方針」 に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。
- ・いじめ防止や命の尊さについて、子どもたちが自らの課題として考え、校内のみならず、地域に発信していくことを通して、いじめをなくすための行動を起こすことのできる環境形成に取り組みます。
- ・1人1台端末を個別課題の解決にのみ活用するのではなく、授業内での交流や、学校へ登校しづらい子どもと学校のつながりにも積極的に活用します。
- ・スマートフォン (*以下 スマホ) などの携帯端末を持つ子どもが増えたことにより、その取扱によっては子どもへの犯罪の危険性が高まるだけでなく、いじめも見えにくいものとなっています。情報機器の正しい使い方を実践できるための取組 (情報モラルの徹底) や学校へのスマホ持ち込みの議論を、学校の中だけでなく、PTAや生徒会とともに実施し、^{注3}「湖南市スマホ使用3ヶ条」の浸透を図りつつ、「使用マナーの意識化、使用のルールづくり」をさらに進めます。

^{注2}糸賀一雄氏:1914-1968 鳥取県生まれ。社会福祉の実践家。知的障がい児等の入所・教育・医療を行う「近江学園」 や西日本で最初の重症心身障害児施設「びわこ学園」を創設するなど知的障がい児の福祉と教育に尽力。戦後日本の 障がい者福祉を切り開いた第一人者であり、「社会福祉の父」とも呼ばれ、「この子らを世の光に」と訴え続けた。

^{注3}湖南市スマホ使用3ヶ条 … 平成29年度に、湖南市教育委員会・湖南市PTA連絡協議会・湖南市小中学校校長会・湖南市生徒指導主任主事会・「早寝・早起き・朝ごはん」推進校の代表者により作成され、市内全学校に横断幕が掲示されている。 こ… 個人情報流さない(犯罪防止) な… 仲間も自分も大切にできていますか? (いじめ防止)ん… ん?! 送る前に内容を確認しましょう!! (いじめ防止)し… 使用時間守ります (中学生は夜10時以降、小学生は夜9時以降は使いません。)

- ・すべての子どもが安心して学べるよう、^{注4}学校・警察連絡制度の活用や、関係機関等との連携を密にします。
- ・人権教育の推進のために、「湖南市学校・園人権教育基底プラン」に基づいた取組を充実・発展させるとともに、「湖南市人権教育ネット推進事業」 *** 「学びの礎ネットワーク推進事業」を通して、中学校区ごとに学校・園・家庭・地域・関係機関の連携を重視しながら、部落差別問題学習等の資料や教材についても開発・研究を深めます。
- ・コロナ禍でのいわゆる^{注6}**コロナ差別**のように、人権に関する課題は日々絶えることなく発生します。課題にいち早く気づき対応するために、教職員の人権感覚を磨き続けます。
- ・性教育を人権教育としても位置づけ、多様性を認める教育の充実へとつなぎます。
- ・発達支援システム発祥の地である本市は、とりわけ特別支援教育・インクルーシブ教育にも率先して取り組んできました。共に学ぶことに配慮しつつ、支援の必要な子どもを含むすべての子どもたちが、持てる力を十分に発揮できるよう、必要な教育的支援を行おうとするインクルーシブ教育の推進等を通じて、本市の特別支援教育をさらに充実・発展させるとともに、その成果を広め、教職員の資質と実践力の向上を図ります。
- ・「湖南市発達支援システム」の機能を活かし、巡回相談や専門家チームにおける検 討を反映させた基礎的環境整備に基づき、支援を必要とする子どもたちへの合理的 配慮を充実させます。
- ・登校しぶりや不登校の子どもには、早期の対応を重視し、学校やふれあい教育相談 室及び関係機関との連携を強めるとともに、特別支援教育の観点からも積極的なア プローチを行い、社会的自立に向けて一人ひとりが自信を持って自分の力で一歩を 踏み出せるよう支援します。
- ・日本語初期指導教室「さくら教室」は、本市の特徴的な取組です。各学校の外国に ルーツのある児童生徒の国籍は、南米系が多くを占めていますが、東南アジアを中 心に多国籍化しています。指導者不足や児童生徒の多言語化という新たな課題に対 して、ICTの活用や湖南市国際協会等の協力を得ながら対応します。
- ・各学校に在籍する外国にルーツのある子どものみならず、その保護者には通訳が必要な場合がほとんどです。通訳者や音声通訳機器の配置充実に努めます。
- ・令和3年度まで、市内小中学校で継続的に取り組んできた文部科学省指定の「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」での成果を活かし、「考え、対話し、議論する道徳」の授業づくりに努めます。
- ・子どもたちの心豊かな人間性を育むため、「本物との出会い」をキーワードにした、 多様な体験活動を工夫します。

^{注4}学校・警察連絡制度: 児童生徒の非行を防止し、犯罪被害から保護することによりその健全な育成をはかることを目的 とする制度。平成21年6月より本格運用。

注5学びの礎ネットワーク推進事業:中学校区の関係者が課題や背景を共有し、困難な状況にある子どもに焦点をあてながら、課題解決に向けた連携・協働した実践活動を進めている。子どもが安心して自分らしく学校生活が送れるよう支援することにより、自尊感情を高めることを目的としている。滋賀県教育委員会からの委託事業。湖南市では、平成 27 年度から全中学校区で取り組んでいる。

^{注6}コロナ差別:新型コロナウイルス感染症に関する誤解や偏見に基づく差別(例・陽性者が発生した学校の生徒や医療機関 の従事者、その家族という理由だけで来店を拒否される)

(2) 学びの保障 ~自覚して学ぶ~

人生 100 年時代を豊かに生きるためには、課題設定力・課題解決力・コミュニケーション力・多文化受容力・論理的思考力・学びに向かう力・人間性等の^{注7}「非認知能力」を育てることが重要です。そのため、教科横断的な視点での指導計画の作成及び実施、対話を重視した授業を展開します。

また、これまで授業の主流であった一斉授業を前提とした²⁶⁸チョーク・アンド・トークによる指導だけでは、子どもが学びの真の意味とその大切さを自覚するという目標にに到達することは困難だということがわかっています。子どもたちが「学びの自覚者」であるためには、教育における「不易」という、昔から変わらず、これからも大切に守ってゆく必要のある真実(例:教師と子ども、子ども同士の直接的な関わり合いや、多様な体験を通して学ぶことを大切にすること)と「流行」という、変化のなかで新たに生まれてくる真実(例:ICTの活用により、新たな可能性を拓く)、これら二つの真実を両輪とする教育を展開します。

「子どもの学びづくりプロジェクト」の取組

- ・全国学力・学習状況調査の結果に一喜一憂したり、序列化を図ったりするのではなく、その結果等を踏まえた指導方法の改善など、子どもたちへの一層のきめ細やかな対応を工夫します。
- ・「学力向上委員会」を「子どもの学びづくり委員会」に改め、「学び」のあり方を中学校区で協議し、共通実践していきます。 *** 「授業の湖南市スタイル」による学び方を基に、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」だけに偏ることなく「学びに向かう力、人間性」を育成する取組を「学びの礎ネットワーク推進事業」で実施します。
- ・1人1台端末は、すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと、協働的な学びを実現し、データ駆動型の教育へ転換する可能性のあるツールとして活用します。また1人1台端末の家庭への持ち帰りを実現し、学校での学びを確認し、追究できるようにします。その際には、通信環境整備を進め、子どもたちには使用についてのルールが自覚できるよう促します。
- ・昨年度まで授業改善の中核として、校内及び市内の授業改善を推進する役割を担ってきた「学力向上ワーキンググループ」は、「授業の湖南市スタイル」の定着や、「めあて」と「まとめ」の整合性のある授業づくりの研究および追究について推進的役割を果たしました。今年度は「ICT授業推進ワーキンググループ」を設置し、「授業の湖南市スタイル」を基に「ICTならでは」という効果的な活用をする授業を公開します。
- ・子どもの学力は、多くの点で「語彙の量」と「言語の質」に負うところがあります。 そのため、学校での読書時間の充実とともに、湖南市版音読集「ことばの宝石箱」 を教科書教材と関連付けた活用の仕方や、「小さな詩人たち事業」などの諸事業に 継続して取り組みます。

^{注 7} 非認知能力: 意欲・協調性・粘り強さ・忍耐力・計画性・自制心・コミュニケーション能力など、テストによって数値化できない個人の特性による能力。学術研究によって、非認知能力の高さが、学歴や雇用・収入に影響することが明らかになっていることから、幼児教育の分野で注目を集めている。非認知能力は、学力のように一人で身につけられるものとは異なり、集団での行動の中で困難や失敗、挫折などを経験することを通して養われるものが多い。

^{注8}: チョーク・アンド・トークによる指導だけでは・・・: TALIS (Teaching and Learning International Survey 国際 教員指導環境調査) 2018 報告書より。

^{注9}授業の湖南市スタイル: 1. めあてを自覚する 2. 自分の考えを持つ 3. 考えを交流する 4. (教師が)まとめる 5. 学習をふりかえる 授業の土台となるスタイル 0 は特別な支援を必要とする子どもたちの注意集中をうながすため にも特に大事にしたい。・黒板がきれい・本授業のめあてや、授業の流れの提示・机の高さ・すっきりした机上・床 にゴミなし・教師の笑顔 などがある。

- ・教育においては、言葉の発達とともに、感性を磨くこと、イメージや音・身ぶりなど非言語コミュニケーション能力の発達も不可欠の課題です。そのため、美術・音楽・体育等の分野における教育を大切にし、指導の工夫や授業改善に取り組みます。
- ・司書教諭・学校司書・学校図書館ボランティアの連携と活用強化や、図書流通システムの活用など、学校図書館の機能を活用した授業を創造することにより、学びに対する子どもの当事者意識を高めます。
- ・読書は語彙を豊かにし、忍耐力を高め想像力や思考力を育て判断力を培います。その力は生きる力の基盤となります。これからの社会において必要とされる「非認知能力」を向上させるため、読書習慣の定着と読書量の拡大に努めます。
- ・例年の全国学力・学習状況調査の結果から、本市の子どもたちは「学校以外での学習時間が少ない」ことが読み取れます。そのため家庭学習の重要性について啓発し、習慣化を図る取組をPTAや家庭とともに進めます。 ^{注10}「らくらく勉強会」を、家庭学習の習慣化を図る一助となるよう、各学校の工夫により開催します。
- ・キャリア教育は人間としての「在り方・生き方教育」であり、人生 100 年時代における人生設計力を育むためにも大事にすべき学習です。地域の人々の協力や地元企業との連携(=本物との出会い)を図りつつ、中学校での職場体験学習にとどまることなく、人生や生き方にも焦点を当てたライフキャリア教育に小学校段階から積み上げて取り組みます。
- ・子どもたちに家庭の一員、まちづくりの一翼を担うスタッフ、さらには民主国家を築き支える国民としての自覚を育む主権者教育に、小学校段階から取り組みます。よりよい社会の創り手であるという自覚を促すためには、子どもたちの「当事者意識」を培うことが大切です。そのために、「自分事」として捉える^{注11}SDGsの取組、学校のルールづくりや行事の企画立案等への参画といった主権者教育に小学校段階から取り組みます。
- ・外国語教育は、外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、グローバルな視点を身につけるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、言語活動をはじめとする様々な表現教育を通じて、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育みます。
- ・これからの社会を生き抜く力の一つである論理的思考力を育むため、プログラミング教育を推進します。その充実のために、教員の体験的な研修を行います。
- ・立腰を意識することは、集中力を高め、持続力・自制心といった非認知能力の向上 に影響していることが確認されています。立腰を中心に、体幹や「静的な筋力」を 鍛え内臓機能の活性化を促すことを健康教育として位置づけ、取組を重視します。
- ・PTAや市健康推進員等との連携を図りながら、「早寝・早起き・朝ごはん」運動による規則正しい生活づくりを進め、県下で低位にある「朝食摂取率」の向上を図ります。
- ・生涯を豊かに楽しく生きるためには、永久歯を残しつづけることが重要です。市内 小中学生の齲歯(虫歯)数は年々減少傾向にありますが、口腔疾病(歯肉炎・歯周 病)や口腔機能の未発達(歯並び)が課題となってきています。歯磨き指導や食の 指導など生活習慣に視点を置いた指導の充実を図ります。
- ・中学校においては、生涯スポーツにつながる部活動の在り方を模索します。

^{注10} らくらく勉強会:目的は「家庭の教育力や経済的基盤が弱く、それらが学習環境や学力に影響し、家庭学習や自主学習の習慣の確立が必要な児童生徒に対し、放課後に居場所や学ぶ場所を提供する」としているが、学校からは全児童生徒へ呼びかけている。開催場所は学校やまちづくりセンター等。「宿題をする」「毎日の学習習慣をつける」ために指導ではなく、支援を行っている。

^{注 11}SDGs: Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) は、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標である。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されている。

(3) ふるさと意識の醸成 ~地域の人との挨拶から~

一人ひとりの子どもを世の光にするため、本市においては、学校や家庭だけで子ども 育てを行うのではなく、学校運営協議会や地域学校協働本部、まちづくり協議会等、 地域との協働による「学校・家庭・地域の総合力」を子育ての基本とします。

「地域との協働」

- ・市内の全小中学校は、地域と学校が連携して子どもを育てる²¹²コミュニティ・スクールに指定されています。さらには、まちづくり協議会をはじめ、地域の様々な団体との協働に努め、「スクール・コミュニティ=学校と協働して子どもを育てる地域」づくりを進めます。
- ・地域の主体者としての意識を醸成するために、「地域の人との挨拶」を大切にします。また、子どもたちが地域行事やボランティア活動など、地域住民と交流する機会や体験活動・社会参加をする機会への積極的な参加・参画と、地域の受け入れを進めます。
- ・市内には湖南三山・旧東海道・中世城郭・平松のウツクシマツ自生地・天保義民の碑・磨崖仏・ぼんのこへんのこ祭・お田植え踊り等、数多くの有形無形の歴史文化遺産があります。これらの文化遺産を通して地域の魅力を発見する学習機会をつくります。
- ・地域で活躍する様々な分野の方に学校に来ていただき、その知識や技能を活用して 子どもたちの学びを支援していただくことで、やりがい・生きがいを感じられるよ うな「生涯学習の拠点としての学校」の位置づけを明確にします。
- ・地域で功績を残した先人たちの歩みをまとめた『伝えたい故郷の話 ~心の教育・郷土資料集~』を小中学校で活用し、先人たちの努力や労苦を学ぶことにより、 ふるさとへの誇りや郷土意識、またよりよい社会づくりに参画しようとする志を 育て、豊かな人間性と地域を愛する心を育みます。
- ・子どもたちが校歌の意味を理解して歌うことや地域の歴史を知る学習等により、愛校心や帰属意識・郷土愛を高める取組を進めます。
- ・小中学生を含む青少年が、地域住民と交流する機会や体験活動・社会参加をする機会、リーダー育成につながる機会や場づくりに努め、青少年育成市民会議等の関係団体とともに、地域の一員としての意識を育てます。
- ・日頃より、地元企業や事業所から学校に対して、数多くの支援をいただいています。このような企業等の社会貢献活動に応え、学校教育環境のさらなる充実という好循環を図るため、「学校教育きらめきサポーター制度」の取組を継続して推進します。
- ・地元企業や事業所の協力による職場体験学習は、職業体験にとどまらず、子どもたちの視野をグローバルにする、キャリア教育の観点からも重要であり、連携をさらに進めます。

子どもが地域行事のキャストやスタッフとして活動するようになる。

^{注12}コミュニティ・スクールと、スクール・コミュニティ:「コミュニティ・スクール」とは、学校運営協議会を設置している学校をいう。学校運営協議会では、①熟議により、10年後・20年後の地域を支える人間像を共有する ②育てるべき人間像に向けての取組を分担する ことが求められる。「スクール・コミュニティ」とは、学校と協働して子どもを育てている地域をいう。スクール・コミュニティでは、①「地域の学校」として、学校が活用されるようになり ②

2 安全・安心な教育環境づくり

- ・学校には子どもの命を守るという責任があります。子どもの命を預かり、守る覚悟を再認識し、学校での安全管理とともに、地域や消防署と協働・連携を重視した防災教育に取り組みます。また、子どもたちは守られる存在であるだけでなく、自らの安全を確保する力を身につける必要があります。災害が起こったときに、中学生には地域の一員として避難支援等に力を発揮できるよう、教育においても触れていきます。
- ・新型コロナウイルス感染症については、専門家の意見を踏まえ「正しく怖れ」ながら 必要な対策に取り組んでいます。新たな感染症が発生した場合やインフルエンザ等、 流行しやすい季節にはコロナ収束後にもこの取組を生かします。
- ・やむを得ず長期に渡る休校措置を取らなければならない事態が生じた際に、学校教育活動を継続し、すべての子どもたちの学びを保障できるよう、ICTの活用をはじめ、あらかじめ策を講じます。
- ・通学路の安全対策については、地域の方々の要望等をしっかり踏まえ「湖南市通学路等 安全推進会議」を中心に関係機関や関係部署が緊密な連携を図り、安全確保に努めます。
- ・学校給食の提供については食の安全確保に努めます。
- ・学校の教育環境を整える一環として、トイレの洋式化に取り組みます。

3 たて・よこ・ななめにすき間なく、どの子ももらさない支援体制づ くり

- ・何らかの支援が必要でありながら、湖南市発達支援システムや福祉的施策・人権施策、 生徒指導対応等、保健・福祉・医療・教育・就労関係者との連携ができずに、支援体制 からもれている子どもについての気づきを大切にします。学校や関係機関が有機的に連 携し合い、対象となる子どもを把握するとともに、ことばの教室、少年センター、ふれ あい教育相談室等の支援機関を活用して必要な支援を行います。
- ・学校は、社会福祉士、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、家庭児童 相談室、子ども家庭総合センター等との幅広い連携を重視し、発生した事案に速やかに 対応するとともに、関係機関との連携をより密にし、家庭の個別事情に応じたきめ細か な支援を行います。
- ・「らくらく勉強会」^{注13}「**すまいりー事業」**^{注14}「**高校等訪問事業**」等の工夫により、子 どもたちの学力保障と進路保障に努めます。
- ・就学前教育を、様々な学びの芽を育む「芽生えの教育」「学びに向かう力を育てる教育」と捉え、生活や学習の基盤づくりにつながるように努めます。保育所・認定こども園・幼稚園での学びが小学校でも生かせるよう、健康福祉部との連携を更に充実させます。そのために^{注15}「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を園と学校で共有し、幼児期の遊びを通した学びが、各教科等の学習につながるよう、就学前教育と小学校教育の接続を図ります。

^{注13} すまいり一事業:外国にルーツのある児童生徒のための学習支援活動。夏季休業中を活用し、通訳を交えて、在籍校の先生を中心に関係者のスタッフで、個別支援に近い学習会を開いている。また、外国籍の保護者の不安な思いや学校への願いを聞く個別懇談会を通訳を交えて開催している。(すまいり一水戸・すまいり一石部・すまいり一岩根)

^{注1} 高校等訪問事業: 湖南市人権教育ネット推進事業における取組の一つ。年度初めに高校等進路先(令和3年度対象校69 校)を訪問等し、進学・進級後の状況を確認している。不適応を起こしている生徒については、個別対応や高校等での指導につながる情報交換を行っている。年間を通して、義務教育終了後も見守りを行っている。

注15 幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿: 幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園・保育要領の改訂に伴い平成30年4月より施行。5領域(健康・人間関係・環境・言葉・表現)・10 の姿の視点(健康な心と体・自立心・協同性・道徳性/規範意識の芽生え・社会生活と関わり・思考力の芽生え・自然との関わり/生命尊重・数量/図形 文字等への関心/感覚・言葉による伝え合い・豊かな感性と表現)からなる。

- ・民間による就学前の保育・教育が増えたことから、市立と私立の保育所・認定こども園 ・幼稚園長会や学校教育課の園訪問等において就学支援についての周知を図り、就学前 教育と小学校教育の接続を図ります。
- ・改正児童虐待防止法が成立し、体罰の事例も具体的に示されました。本市が全国に先駆け教育委員会に配置している福祉との連携を図る専門職と、家庭児童相談室・子ども家庭相談センター等関係機関との連携をさらに緊密にし、子どもの虐待防止、早期発見に努めます。

4 教職員の資質向上と働き方改革およびハラスメントの防止

- ・全校あげての教育実践の取組成果を左右するのは、学校のチーム力です。教職員の元気 が子どもを元気にすることから同僚性を高め笑顔が絶えない職場づくりを推進します。
- ・文部科学省や東京学芸大学と連携した「アドバンス研修」、市内に勤務する教職員を講師にした「教師力アップセミナー」を継続し、その充実を図ります。また夏季休業中に 実施する「湖南市教職員全員研修会」は「楽しくて力がつき元気になる研修会」をめざ して講師を招聘します。
- ・「湖南市立学校教職員の業務量の管理等に関する規則」(令和2年度制定)に則り、各学校において業務の見直しを進め、地域や保護者の理解を得ながら、教職員が子どもと向き合う時間の確保を図るなど、教育の質を高めるための働き方改革を進めます。教職員が、それぞれの「ライフ」において自らの資質を磨き、豊かな教育の実現につなぎます。
- ・保護者や地域の信頼を得ることは、学校教育を推進するうえでの土台となることから、 教職員が自分事としてとらえられるような不祥事防止研修に積極的に取り組みます。
- ・教職員が個人として尊重される快適な職場環境を確保するために、「湖南市公立学校職員のハラスメント防止等に関する要綱」(令和2年度制定)に則り、ハラスメントの防止に努め、また万一ハラスメントに起因する問題が発生した場合、速やかな問題解決に努めます。

5 図書館の充実と子どもの読書活動の推進

- ・図書館を「地域を支える情報拠点」と位置づけ、市民の豊かな読書生活と、知る権利を 保障する機関として、資料と情報の充実や提供に努めます。
- ・移動図書館車の活用や市民参加によるイベント等の開催を通して、「暮らしの中に図書館」を浸透させるべく、市民への働きかけを強め公共図書館の充実度アップを図ります。
- ・「湖南市『読書の魅力』種まきプラン」第3次5カ年計画に基づき、すべての子どもが 自主的に読書活動ができるよう、子どもの読書活動を総合的かつ計画的に推進します。
- ・学校教育と社会教育・関係部局との連携を強化し、様々な機会を活用し、乳幼児期から本と親しむ機会づくりに努めるとともに、図書館司書や学校司書による学校でのブックトーク等の拡充に努めます。さらに、保護者をはじめとする大人に対して、読書の理解促進を図る取組を進めます。
- ・「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(通称「読書バリアフリー法」) の理念を具現化し、障がいの有無にかかわらず読書に親しめる環境を整えるために「湖 南市読書バリアフリー計画」(仮称)を策定します。

6 教育委員会部局の組織改編について

(1) 令和4年4月1日から生涯学習課事業の一部を市長部局へ

令和4年4月1日から生涯学習課事業のうち、スポーツ振興、文化振興、文化財保護 を、市長部局へ移管します。

(2) スポーツ振興、文化振興、文化財保護事業に関する首長部局移管への国と市の動き

- ・平成20年4月1日「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正施行により市町村は条例の定めるところにより、「スポーツ・文化事務」について「補助執行」でなくても首長が行うことが可能となりました。
- ・平成21年3月湖南市議会定例会において「湖南市まちづくりセンター条例」の制定案を可決、公民館が廃止され、まちづくりセンターとして市民活動の支援・事業推進、生涯学習事業等の展開、社会生活及び地域課題に対する住民の学習の場づくり、また地域の情報発信及び地域人材を活用した学習の拠点づくりを担うこととなりました。所管は教育委員会から市長部局へ移管(市民学習交流センター除く)されました。
- ・平成31年3月8日の閣議において「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」(第9次地方分権一括法案)が決定され、図書館、博物館、公民館等の公立社会教育施設について、自治体の判断によって教育委員会から首長部局へ移管が可能となり、スポーツ・文化行政の首長部局移管の法的根拠が明確化されました。また文化財保護法の一部改正により制度の見直しがされ、文化財保護行政においても条例の定めるところによりそれらの施設の首長部局への移管が可能となりました。

(3) スポーツ振興、文化振興、文化財保護事業を市長部局へ移管することにより期待できること

- ・スポーツ・文化振興に関し、市民の生涯学習を総合的に支援する観点が強まり、関係部署間でより連携しながら、各種イベントを積極的に開催するなど交流人口の拡大を図っていくことも可能となります。
- ・学術的価値を十分踏まえたうえで市の文化財保存・保全と活用を連携して展開させることで、市のブランド力を高める(例えば観光誘客に生かせるような)事業実施が期待できます。

(4) 改編後の取組について

- ・スポーツ振興、文化振興、文化財保護事業は移管されますが、教育分野との連携を密に しながら取り組むとともに、生涯学習という大きなとらえの中で、改編後の業務につい ても組織的、機能的に進めていきます。
- ・市民が社会や地域の課題についての学びを深め、その力を発揮し、地域社会における 担い手になることが求められています。多様な学習の機会を市民に提供するとともに、 まちづくりセンター所管課や学習の拠点でもあるまちづくりセンターとの連携を深め、 まちづくりと人材育成を見据えた既存の事業を組み込みながら、市民の「学びに向かう 気持ち」に応えます。
- ・小中学生を含む青少年が、地域住民と交流する機会や体験活動・社会参加をする機会、 リーダー育成につながる機会や場づくりに努め、青少年育成市民会議等の関係団体とと もに、地域の一員としての意識を育てます。
- ・生活指導上の課題をもつ少年や無職少年の対策・居場所づくりのため、湖南市少年センター及び青少年立ち直り支援センター「あすくる湖南」の活動の充実を図ります。
- ・家庭教育はすべての教育の出発点であることを踏まえ、子どもの社会性や自立心などの 育ちをめぐる課題には、社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが重要です。 そのため家庭教育支援を推進するための人材育成に努めます。
- ・子どもの心身の健やかな成長のために、各校PTA及び市PTA連絡協議会など、諸団

体との連携を図りながら、基本的な生活習慣を身に付けるための取組をはじめとして、 家庭の教育力の向上を推進します。

7 教育委員会機能の強化・充実

- ・「湖南市教育大綱」に沿って、市長と教育委員会とが教育政策の方向性を共有し、一致した教育施策の執行と迅速な課題対応ができるように努めます。
- ・市民や教育現場の声を教育施策に反映していくことは大変重要なことから、教育委員が 各学校運営協議会の委員やまちづくり協議会役員等、地域の方々と懇談する機会や、学 校教職員との意見交換の機会の充実に努めます。
- ・教育委員会は、市長部局へ移管した文化振興に関する事業等も含め、今後も社会教育 との連携を確保する必要があります。このため、生涯学習のまちづくりに資するための 施策に関する調査審議を行う生涯学習審議会(旧社会教育委員会議)を新たに設置しま す。